平成２１年（フ）第２７８号
沖縄県那覇市長田１丁目16番15―201号　長田ハイツＥ
債務者　加藤　時子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５４５号
青森市旭町２丁目14番18号　山口アパート２号
債務者　小倉　甲人
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺443番地146
債務者　大倉　健志
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２５１号
山口市三和町２番11号
債務者　石田　昌平
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
山口県防府市宮市町８番10号　三浦アパート２階１号
債務者　清水　宣行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
山口市陶1314番地　塩田正方
債務者　桝冨　貞子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
山口市道場門前２丁目６番24号　西谷アパート
債務者　堀山　保典
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
山口市吉敷中東１丁目29番22―301号　オオカワビル
債務者　熊谷　宗一
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
熊本県上益城郡益城町大字寺迫1333番地
債務者　山中　紫折
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２８号
熊本市八王寺町14番48号ロイヤルハイム102号
債務者　増田　松代
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９６５号
熊本市西子飼町２番17号望月ビル301号
債務者　前原　**禮**子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９０号
熊本市上熊本３丁目15番13―301号
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９１号
熊本市上熊本３丁目15番13―301号
債務者　田中登美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０３号
広島県呉市広本町３丁目22番20―301号
債務者　今井　英晃
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２０８号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目３番14―３号
債務者　森下　明果
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２１３号
広島県呉市阿賀南８丁目７番28号
債務者　城本あゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２１４号
広島県呉市阿賀北５丁目14番19号
債務者　金屋敷朱美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２１６号
広島県呉市広小坪１丁目26番２―304号
債務者　竹本　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部